

## ○仲裁及び和解あっせん手数料細則

(制定 平成2年2月23日)

改正 改正 平成3年10月1日 平成8年1月17日  
平成10年1月22日 平成10年9月24日  
平成11年1月11日 平成12年6月9日  
平成14年3月12日 平成17年3月23日  
平成18年3月8日 改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正  
改正 平成19年8月28日 改正 平成19年10月30日  
改正 平成22年10月5日 改正 平成24年12月27日  
改正 平成28年2月16日

### (手数料の内容)

第1条 仲裁センター規則(平成14年規則第30号)第6条に定める仲裁及び和解あっせんの手数料は、申立手数料、期日手数料及び成立手数料とする。

#### (申立手数料)

第2条 申立人は、申立時に第二東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）に対し申立手数料として金1万円(申立てと同一の案件について事前に第二東京弁護士会法律相談センターが主催する法律相談を受けた場合にあっては、金5,000円)を納付する。

2 申立手数料は、申立受理後は返還しない。ただし、申立手数料として金1万円を納付した場合において次の各号のいずれかに該当するときは、半額を返還する。

(1) 相手方が和解あっせん手続に応諾しないために、申立人が一度も期日に出席することなく申立てを取り下げたとき。

(2) 仲裁手続及び和解あっせん手続細則第30条第1項により和解あっせん手続が終了し、終了通知発送の日から1か月以内に申立人から返還の請求があったとき。

#### (期日手数料)

第3条 申立人及び相手方は、仲裁手続期日及び仲裁手続のための準備期日について、各期日の開始前に仲裁センターに対し期日手数料として各自金5,000円を納付する。

2 申立人及び相手方のうち、和解あっせん手続期日及び和解あっせん手続のための準備期日につき、期日手数料を負担することを同意した当事者は、前項の規定に準じて仲裁センターに対し、金5,000円を納付する。

3 期日手数料は、申立人又は相手方が貧困であるとき、当事者の責めに帰すことのできない事情により期日へ出席していないとき、調印のみの期日であるとき又は特別の事情があるときは、仲裁人又はあっせん人(以下「仲裁人等」という。)の意見に基づき、仲裁センターがその全部又は一部を免除することができる。

#### (成立手数料)

第4条 申立人及び相手方は、仲裁判断がなされた場合又は和解が成立した場合に、仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示される経済的利益の額を紛争の価額として、次に定める標準額を基準として仲裁センターが定める成立手数料を仲裁センターに納付する。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

紛争の価額300万円までの部分は一律8%

300万円を超え1,500万円までの部分の3%

1,500万円を超え3,000万円までの部分の2%

3,000万円を超え5,000万円までの部分の1%

5,000万円を超え1億円までの部分の0.7%

1億円を超え10億円までの部分の0.5%

10億円を超える部分の0.3%

- 2 紛争の価額を算定することが不能又は困難な場合は、仲裁人等の意見に基づき、仲裁センターが紛争の価額を30万円、100万円、500万円のいずれかの額とみなして成立手数料を算定する。請求棄却の仲裁判断の場合の紛争の価額については、申立額、紛争の実態などを考慮し、仲裁人の意見に基づき、仲裁センターがこれを定める。
- 3 成立手数料は、事案の内容により仲裁人等の意見に基づき仲裁センターが30%の範囲内で減額することができる。
- 4 成立手数料は、申立人、相手方が貧困であるとき又は特別の事情があるときは、仲裁人等の意見に基づき仲裁センターが免除することができる。
- 5 成立手数料における申立人、相手方の負担割合は仲裁人等が定める。

#### 附 則

この規程は、第二東京弁護士会仲裁センター規則の公示の日から施行する。

(平成2年2月18日 公示)

附 則(改正 平成3年10月1日)

附 則(平成8年1月17日)

附 則(平成10年1月22日)

附 則(平成10年9月24日)

附 則(平成11年1月11日)

第4条1項の改正規程は、平成11年4月1日から、第4条2項の改正規程は平成11年1月11日から、それぞれ施行する。

附 則(平成12年6月9日)

題名及び第1条ないし第4条の改正規定は、公示の日から施行する。

(平成12年6月26日 公示)

附 則(平成14年3月12日)

第2条第2項、第4条第1項、この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成14年3月25日 公示)

附 則(平成17年3月23日)

題名の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成17年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成17年5月6日 公示)

附 則(平成18年3月8日)

第2条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成18年3月16日 日本弁護士連合会承認)

(平成18年3月30日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)

附 則(改正 平成19年8月28日)

第1条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年9月13日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年9月25日 公示)

附 則(改正 平成19年10月30日)

題名の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年11月21日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年11月28日 公示)

附 則(改正 平成22年10月5日)

第2条第1項及び第2項ただし書の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

附 則(改正 平成24年12月27日)

第3条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成25年2月14日 日本弁護士連合会承認)

(平成25年2月28日 公示)

附 則(改正 平成28年2月16日)

第2条第1項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成28年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成28年5月10日 公示)